無料

令和8年度　使用者向けセミナー

【セミナー＆相談会】
～カスハラ防止・求職者セクハラ防止等最新法改正に対応～
使用者のためのハラスメント対策と対応の実務

2026年10月より、企業に対して、ハラスメント対策が強化され、カスタマーハラスメント、求職者等に対するセクシュアルハラスメントの対策が義務化されます。また、同年12月より、公益通報者保護制度が強化され、ハラスメント通報への対応が求められます。

企業には、従業員の就業環境を適切に確保するとともに、企業価値を毀損しないためのハラスメントへの防止措置等を講ずることが求められています。

最新法改正をふまえ、使用者のためのハラスメント対策と対応について、具体的に学びましょう。

日程	時間	テーマ	講師
令和８年 12月15日 (火)	13:00 ～ 15:00	**●ハラスメントをめぐる近年の動向と使用者の安全配慮義務** 〇法改正をめぐるハラスメントの基本的整理 〇カスハラ防止・求職者セクハラ防止義務化等 2026年10月の法改正のポイント 〇就業規則、相談窓口等による防止体制の整備	弁護士 中小企業診断士 佐久間 大輔氏
	15:00 ～ 16:00	**相談会** 相談を希望する方は、セミナー当日受付時にお申込みください。	・セミナー講師 佐久間 大輔氏 ・当所労働相談担当職員
令和８年 12月16日 (水)	13:00 ～ 15:00	**●ハラスメントの対応** 〇相談受付後の初動対応、事実確認、社内調査の進め方 〇被害者への配慮と配置転換の検討ポイント 〇加害者への配慮と、配置転換・懲戒処分の検討ポイント	弁護士 中小企業診断士 佐久間 大輔氏
	15:00 ～ 16:00	**相談会** 相談を希望する方は、セミナー当日受付時にお申込みください。	・セミナー講師 佐久間 大輔氏 ・当所労働相談担当職員

会　場：　**【セミナー】 労働相談情報センター池袋事務所　３階セミナー室**
【相談会】 労働相談情報センター池袋事務所 ２階　相談室
（豊島区東池袋４－２３－９）　裏面地図参照

対　象：　**使用者、人事労務担当者、テーマに関心のある方**

定　員：　**70名**　（※要事前申込）
〇手話通訳あり（無料・事前申込制）。手話通訳をご希望の方は、12月15日(火)受講希望の場合は11月27日(金)まで、12月16日(水)受講希望の場合は11月30日(月)までにお申し込みください。

申込方：　**インターネット、電話**で下記へお申し込みください。

申込先：　**東京都労働相談情報センター池袋事務所　事業普及担当**
TEL 03(5954)6501
インターネット　**はたらくネット　労働セミナー**　で検索
https://www.hataraku.metro.tokyo.lg.jp/seminarform/index/menu/

主催　**東京都労働相談情報センター池袋事務所**

共催　豊島区 TOSHIMA CITY

セミナー会場案内図



東京都労働相談情報センター池袋事務所
豊島区東池袋４－２３－９
電 話：０３－５９５４－６５０１

〈最 寄 駅＆アクセス〉
◆池袋駅 東口 徒歩１２分
JR東口出てグリーン大通り直進、東池袋交差点（首都高下）を左折。
一つ目の信号（豊島岡女子学園の角）を渡り、直進。
◆有楽町線 東池袋駅 ６番出口 徒歩５分
6番出口エスカレーターで地上に出て右手に進み、
喫茶店とコンビニの間を左折。
◆都電荒川線 東池袋四丁目駅　徒歩８分

※受付はセミナー開始３０分前より行います。

※ご来場の際は、公共交通機関をご利用ください。

※天災等による交通機関運行の影響などにより、セミナーの開催を中止、または延期をすることがあります。
その場合にはホームページにてお知らせしますので、申込先のＵＲＬをご確認ください。

※申込みいただいた際の個人情報は、本セミナー受講のために使用します。
その他の目的で使用することはありません。

東京都では、就職の機会均等を確保するために、本人の適性と能力に基づく公正な採用選考を実施するよう事業主の皆様のご理解とご協力をお願いしています。詳細は、
https://www.hataraku.metro.tokyo.lg.jp/kaizen/kosei/をご覧ください。